

改正

平成19年3月28日告示第52号
平成19年9月1日告示第195号
平成20年6月24日告示第127号
平成22年6月11日告示第137号
平成23年6月1日告示第118号
平成24年7月13日告示第170号
平成25年3月29日告示第58号
平成25年12月6日告示第252号
平成26年9月30日告示第223号
平成27年3月25日告示第56号
平成27年9月10日告示第209号
平成28年9月21日告示第208号
平成30年3月30日告示第68号

鶴ヶ島市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（知事が支給認定した者に限る。）（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）に対し、日常生活上の便宜を図るための用具（以下「日常生活用具」という。）を給付することにより、小児慢性特定疾病児童等の福祉の増進に資することを目的とする。

(日常生活用具の種目及び給付対象者)

第2条 給付の対象となる日常生活用具は、別表第1の種目の欄に掲げるものとし、その給付の対象者は、同表の対象者の欄に掲げる小児慢性特定疾病児童等で市内に住所を有する者とする。ただし、次の各号に掲げるものは給付の対象としない。

- (1) 入院又は施設入所中の者（別表第1の種目が頭部保護帽、ストーマ装具（消化器系）及びストーマ装具（尿路系）は除く。）
- (2) 小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象となる者

(給付の申請)

第3条 日常生活用具の給付を受けようとする小児慢性特定疾病児童等又はその扶養義務者（以下「申請者」という。）は、様式第1号の鶴ヶ島市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書に児童福祉法第19条の3第3項に基づく小児慢性特定疾病医療受給者証の写し及び関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 既に給付を受けている日常生活用具と同一の日常生活用具の再給付に係る申請については、前回の給付日より別表第1の耐用年数の欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として認めないものとする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能等により日常生活用具の使用が困難となった場合には、この限りではない。

(給付の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、様式第2号の鶴ヶ島市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付調査書を作成の上、給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により日常生活用具の給付を決定したときは、様式第3号の鶴ヶ島市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書により申請者に通知するとともに、様式第4号の鶴ヶ島市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により日常生活用具の給付を行わないことを決定したときは、様式第5号の鶴ヶ島市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付却下決定通知書により申請者に通知するものとする。

(日常生活用具の給付)

第5条 日常生活用具の中には診療報酬の対象となるものもあるが、当該日常生活用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて給付すること。

2 日常生活用具の中には、当該日常生活用具を使うために付属品が必要な場合があるが、当該付属品については、その付属品がないと当該日常生活用具が機能しないといった場合においてのみ当該日常生活用具とともに給付することができ、付属品のみの給付は認められない。

(費用の一部負担)

第6条 日常生活用具の給付を受けた小児慢性特定疾病児童等又はその扶養義務者（以下「被給付者」という。）は、日常生活用具の給付に要する費用の全部又は一部を負担しなければならない。

2 前項の規定により負担する費用の額（以下「利用者負担額」という。）は、別表第2に定める額とし、直接日常生活用具を納入する業者（以下「納入業者」という。）に支払うものとする。

なお、複数の用具の給付を受けている者についても、用具の数にかかわらず別表第2に定める額

とする。

(納入業者への支払)

第7条 市長は納入業者から日常生活用具の給付に係る費用の請求があったときは、当該日常生活用具の給付に要した費用から前条の規定による利用者負担額を控除した額を支払うものとする。
この場合において、日常生活用具の給付に要した費用は、別表第1の基準額の欄に定める額の範囲内とする。

(給付の条件)

第8条 被給付者は、当該日常生活用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用の返還)

第9条 市長は、被給付者が前条の規定に違反したと認めるときは、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳)

第10条 市長は、日常生活用具の給付の状況を明確にするため、様式第6号の鶴ヶ島市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年告示第52号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年告示第195号)

この告示は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成20年告示第127号)

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年告示第137号)

この告示は、平成22年6月11日から施行する。

附 則 (平成23年告示第118号)

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年告示第170号)

この告示は、平成24年7月13日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第58号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月6日告示第252号）

この告示は、平成25年12月6日から施行する。

附 則（平成26年9月30日告示第223号）

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日告示第56号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第2備考3第4号については、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年9月10日告示第209号）

この告示は、平成27年9月10日から施行する。

附 則（平成28年9月21日告示第208号）

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第68号）

この告示は、平成30年3月30日から施行する。

別表第1（第2条、第3条、第7条関係）

種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	8年	4,810円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	21,170円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	163,300円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部	8年	166,320円

		の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの		
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	8年	64,800円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	8年	97,200円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	72,360円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	16,200円
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	6年	76,030円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	13,130円

電気式たん 吸引器	呼吸器機能に障害 のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者 が容易に使用し得るもの	5年	60,910円
クールベス ト	体温調節が著しく 難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節ので きるもの	1年	21,600円
紫外線カッ トクリーム	紫外線に対する防 御機能が著しく欠 けて、がんや神経 障害を起こすこと がある者	紫外線をカットできるもの（基準額を 限度とし、年度に一回の給付）	—	40,820円
ネブライザ ー（吸入器）	呼吸器機能に障害 のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者 が容易に使用し得るもの	5年	38,880円
動脈血中酸 素飽和度測 定器（パル スオキシメ ーター）	人工呼吸器の装着 が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングす ることが可能な機能を有し、小児慢性 特定疾病児童等又は介助者が容易に 使用し得るもの	5年	170,100円
ストーマ装 具（消化器 系）	人工肛門を造設し た者（在宅以外（入 院中又は施設入 所）の者について も対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者 が容易に使用し得るもの（基準額を限 度とし、年度に一回の給付）	—	111,460円
ストーマ装 具（尿路系）	人工膀胱を造設し た者（在宅以外（入 院中又は施設入 所）の者について も対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者 が容易に使用し得るもの（基準額を限 度とし、年度に一回の給付）	—	146,450円
人工鼻	人工呼吸器の装着 又は気管切開が必 要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者 が容易に使用し得るもの（基準額を限 度とし、年度に一回の給付）	—	126,360円

別表第2（第6条関係）

世帯階層区分		利用者負担額	加算基準額	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円	
B	当該年度分の市町村民税が非課税の世帯（A階層を除く。）	1,100	110	
C 1	前年分の所得税が非課税の世帯（A階層	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の世帯	2,250	230
C 2	又はB階層を除く。）			
		前年分の所得税額の年額区分		
D 1	前年分の所得税が課税の世帯（A階層又はB階層を除く。）	2,400円以下	3,450	350
D 2		2,401～4,800円	3,800	380
D 3		4,801～8,400円	4,250	430
D 4		8,401～12,000円	4,700	470
D 5		12,001～16,200円	5,500	550
D 6		16,201～21,000円	6,250	630
D 7		21,001～46,200円	8,100	810
D 8		46,201～60,000円	9,350	940
D 9		60,001～78,000円	11,550	1,160
D10		78,001～100,500円	13,750	1,380
D11		100,501～190,000円	17,850	1,790
D12		190,001～299,500円	22,000	2,200
D13		299,501～831,900円	26,150	2,620
D14		831,901～1,467,000円	40,350	4,040
D15		1,467,001～1,632,000円	42,500	4,250

D16	1, 632, 001～2, 302, 900円	51, 450	5, 150
D17	2, 302, 901～3, 117, 000円	61, 250	6, 130
D18	3, 117, 001～4, 173, 000円	71, 900	7, 190
D19	4, 173, 001円以上	全額	左の利用者負担額に100分の10を乗じて得た額。ただし、その額が、8,560円に満たない場合は8,560円とする。

備考

- 1 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯（当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位をいう。夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。）の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしない。）並びにそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものをいう。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者を除き、認定に際しての扶養義務者として取扱わないものとする。）のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものとする。
- 2 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の

計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合は、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。

3 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日付け雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項

(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

(4) 所得税法等の一部を改正する法律（平成25年度法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項

(5) 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条及び第82条第1項

4 毎年度のこの表の適用時期は、7月1日を起点として取扱うものとする。

5 利用者負担額の決定の特例

(1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時にこの適用を受ける場合は、利用者負担額の最も多額な児童については利用者負担額により、利用者負担額の最も多額な児童以外の児童については加算基準額により、それぞれ算定するものとする。

(2) 10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(3) 当該児童に扶養義務者がいないときは、利用者負担額の決定は行わないものとする。ただし、当該児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義

務者に準じて利用者負担額を決定するものとする。

- (4) 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合は、その状況等を勘案して実情に即した取扱いをすることができる。

6 生活保護基準の見直しに伴う特例

B階層に属する世帯のうち特に困窮していると市長が認めた世帯の負担基準については生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の一部を改正する告示（平成25年厚生労働省告示第174号）による影響を受けないよう、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について（昭和51年4月16日付け厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）の規定に準じて、A階層と同様の取扱いとするものとする。

様式第1号(第3条関係)
 様式第1号(第3条関係)

鶴ヶ島市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書					
					年 月 日
(宛先)鶴ヶ島市長					
申請者 住所 氏名 (対象者との続柄)					
鶴ヶ島市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付実施要綱第3条の規定により、日常生活用具給付を受けたいので、次のとおり申請します。					
対象者	氏名		男・女	生年月日	年 月 日(歳)
	住所	鶴ヶ島市			
	疾病名				
世帯の状況	氏名	対象者との続柄	生年月日	職業	備考 (対象者に対する介護の状況等)
	-----	-----	-----	-----	-----
	-----	-----	-----	-----	-----
	-----	-----	-----	-----	-----
給付を希望する理由					
現在の住まいの状況		住宅	1 自宅 2 借家 (貸主の諾否→)	浴槽	1 和式 2 洋式 3 なし
現在の介護状況	入浴	1 他人の介助を必要とする	排便	1 他人の介助を必要とする	移動
		2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともして いない 4 自分でできる		2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる	
給付を受けたい用具の名称				希望する型式、規模等	
給付上特に希望する事項					
(注意)添付書類					
1 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し 2 対象者の扶養義務者の前年分所得税又は当該年度分市民税の課税額を証明する書類(生活保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている場合は、その旨についての福祉事務所長の証明書) 3 主治医の診療情報提供書(必要に応じて)					

<p>同意書</p> <p>日常生活用具の給付と負担額の決定のために、市長が対象者の主治医等に病状や通院状況を確認すること、必要に応じて調査内容を日常生活用具納入業者に提供すること並びに対象者及び世帯員の所得状況について税務関係当局に報告を求めることに同意します。</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ (印)</p>

様式第2号 (第4条関係)
 様式第2号(第4条関係)

鶴ヶ島市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付調査書

①申請書受理番号 及び受理年月日		第 年 月 日		②申請者 氏 名		③対象者と の 続 柄	
④対 象 者	氏 名		男・女	生年月日	年 月 日(歳)		
	住 所	鶴ヶ島市					
	疾 病 名						
⑤ 世 帯 員 の 状 況	氏 名	年 齢	対象者と の 続 柄	課 税 状 況			備 考
				当該年度分 市民税均等割	当該年度分 市民税所得割	前 年 分 所 得 税	
⑥世帯区分		A 被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付世帯 B 市民税非課税世帯 C()市民税課税世帯 D()所得税課税世帯					
⑦住まいの状況		1 自宅 2 借家 (貸主の諸否→)					
⑧給付後の生活の状況		日常生活動作の状況 (入浴・排便・移動等について該当する状況に○) 1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても変わらない (一部介助・全介助) 4 その他()			その他の状況 1 在宅生活が可能になる 2 その他 ()		
⑨給付の必要の有無		1 有 2 無		⑩給付する理由 (しない)			
⑪給付する用具名(含む型式規模等)		⑫ 予定 価格	円	⑬扶養義務 者が支払 うべき額	円	⑭公費負 担予定 額	円
⑮そ の 他 特 記 事 項							
年 月 日				調査員 職 名 氏 名		⑯	

鶴ヶ島市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書

第 年 月 日 号

様

鶴ヶ島市長



先に申請のありました日常生活用具について、次のとおり決定したので通知します。

給付番号	第 小 一 号	給付決定 年 月 日	
対象者氏名		疾 病 名	
給付する用具名(型式・規模等を含む)		納入業者名	
		納入業者の住所	
価 格	円	扶養義務者が支払うべき額	円
		公費負担額	円
注 意 事 項	<p>1 用具は、対象者の扶養義務者が、その能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。</p>		

様式第4号 (第4条関係)
 様式第4号(第4条関係)

鶴ヶ島市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券			
① 給付番号	第 小 一 号	② 給付券発行 年 月 日	年 月 日
③ 対象者氏名		④ 生 年 月 日	年 月 日
⑤ 居 住 地	埼玉県鶴ヶ島市		
⑥ 扶養義務者氏名		⑦ 対象者との続柄	
⑧ 給付する用具名 (型式、規模等)	⑨ 価 格	⑩ 扶養義務者が 支払うべき額	⑪ 公 費 負 担 額
()	円	円	円
⑫ 納入業者名		⑬ 納入業者の 住所・電話番号	(電話)
⑭ この券の 有効期限	受給者が納入業者に提示する期限		納入業者の公費支払請求期限
	年 月 日		年 月 日
上記のとおり決定する。 年 月 日 鶴ヶ島市長 印			
用具の納入と納入業者による利用者負担額の受領等			
⑮ 用具納入日	⑯ 扶養義務者から 受領した負担額	⑰ 利用者負担額受領業者名及び受領年月日	
年 月 日	円	印	年 月 日
⑱ 用具受領扶養 義務者氏名	印	⑲ 検収者	職 名
			氏 名
⑳ その他特記事項			

(注) 本表の①～⑭まで及び⑱は鶴ヶ島市、⑮～⑰までは納入業者が、⑱は扶養義務者が記入すること。

鶴ヶ島市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付却下決定通知書

第 年 月 日 号

様

鶴ヶ島市長



年 月 日に申請がありました日常生活用具の給付につきましては、審査の結果却下することに決定しましたので、通知します。

対象者氏名	
対象者住所	鶴ヶ島市
却下となった用具名	
却下理由	

様式第6号(第10条関係)
様式第6号(第10条関係)

鶴ヶ島市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳

番号	申請年月日	給付年月日	氏名	年齢	疾患名	給付用具名	階層	価 格		
								利用者負担額	公費負担額	計